

平成 29 年度東北厚生局所管養成施設等説明会（生活衛生分野）

平成 30 年 3 月 9 日（金） 10:30～
東北厚生局 16 階会議室

1 開会挨拶

2 説明内容

- (1) 東北厚生局管内養成施設事務担当者マニュアルの説明
- (2) 指導調査結果に基づく、運営上の注意事項について
- (3) 質疑応答
- (4) その他行政説明

3 閉会挨拶

(配付資料)

- ・資料 1 平成 29 年度東北厚生局管内養成施設事務担当者マニュアル
(生活衛生分野)
- ・資料 2 指導調査結果に基づく運営上の注意事項について
- ・資料 3 その他連絡事項

平成29年度東北厚生局管内養成施設
事務担当者マニュアル（生活衛生分野）

平成30年3月

東北厚生局健康福祉部
健康福祉課

目 次

◎栄養士養成施設	3 頁
○事務手続のスケジュール	4 頁
○必要な事務手続	10 頁
◎管理栄養士養成施設	16 頁
○事務手続のスケジュール	18 頁
○必要な事務手続	24 頁
◎参考	32 頁
○関係法令等	33 頁
○栄養士養成施設に関するQ & Aについて	39 頁
○管理栄養士養成施設に関するQ & Aについて	40 頁

栄養士養成施設

事務手続のスケジュール

新たに栄養士養成施設を開設する場合

○新たに栄養士養成施設の指定を受けようとする施設等の設置者（学校法人等）は、

- ・ 事前相談ののち
- ・ 開講年度の前年度9月30日までに指定申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成31年4月に開講する場合の例】

事前相談(随時)

- ・ 指定時の内容について厚生局と相談
- ・ 文科省や都道府県学事課と平行して調整

指定申請書の提出(県経由)

内容審査
実地調査

指定通知(県経由)

開講

栄養士養成施設の変更承認（１）

○栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、

- ・ 事前相談ののち
- ・ 変更しようとする年度の前年度9月30日までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

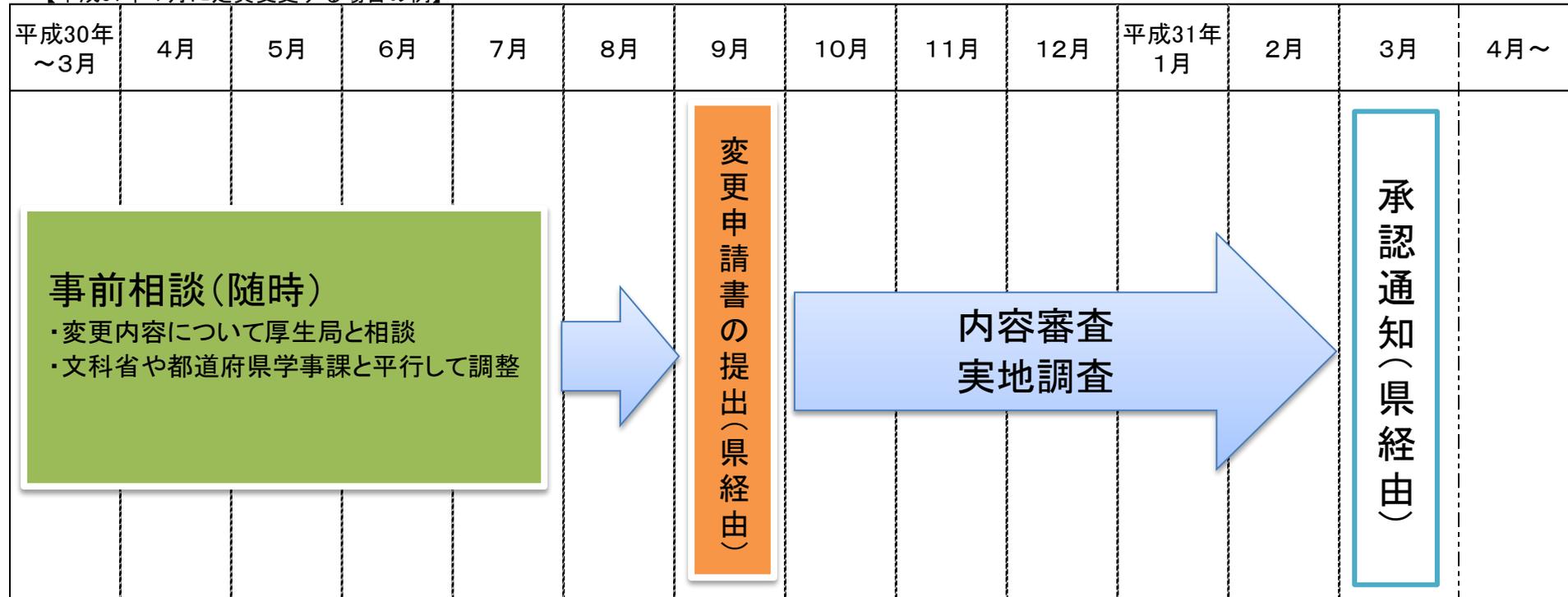
○対象となる事項：①学生若しくは生徒の定員

②修業年限

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成31年4月に定員変更する場合の例】



栄養士養成施設の変更承認（２）

- 栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする日の2月前（4月変更の場合1月末）までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
②教育内容ごとの単位数若しくは履修方法
- 提出部数：1部
- 宛 名：東北厚生局長

【平成31年4月に教育内容を変更する場合の例】



栄養士養成施設の廃止

○栄養士養成施設を廃止したとき、設置者（学校法人等）はすみやかに以下の事項を記載した届出書を、施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

- ・ 廃止する旨
- ・ 廃止の理由
- ・ 廃止年月日
- ・ 在学中の学生又は生徒の処置

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成31年3月31日に養成施設を廃止した場合の例】

平成30年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月～	
														廃止届の提出（県経由）

必要な事務手続

変更申請等が必要な事項

事前に承認を要する事項

- ①学生若しくは生徒の定員
- ②修業年限
- ③同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
- ④教育内容ごとの単位数若しくは履修方法

事後に届け出る事項

- ①養成施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③養成施設の廃止届

報告を要する事項

- 前年度卒業者の員数
- 学生又は生徒の現在員数

その他留意事項

- 変更承認申請の場合、変更内容に瑕疵がないか確認するので、東北厚生局健康福祉課に事前連絡すること。
- 設置者の変更（例：学校法人Aから学校法人Bに譲渡）の場合、設置者名変更の届出ではなく旧施設の廃止と新施設の新規指定申請が必要になるため、事前に相談すること。
- 変更承認事項及び変更届出事項に該当しない内容であっても、変更後に基準を満たすか確認したい場合、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に相談して差し支えない。

栄養士養成施設における事務手続整理表

項目	申請書の提出時期等	必要書類	
1. 変更等の承認を要する事項 (事前承認を要する事項) ・栄養士法施行令 第12条第1項 ・栄養士法施行規則 第12条 ・栄養士養成施設指導要領 第10	① 修業年限	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	② 学生若しくは生徒の定員	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	③ 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)

項目	申請書の提出時期等	必要書類	
2. 変更の届出を要する事項 (事後の届出を要する事項) ・栄養士法施行令 第14条 ・栄養士法施行規則 第13条 ・栄養士養成施設指導要領 第11	① 養成施設の名称及び所在地	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出	○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
	② 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出	○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
3. 報告を要する事項 (毎年度報告する事項) ・栄養士法施行令第13条 ・栄養士養成施設指導要領 第12	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度卒業者の員数 ・学生又は生徒の現在員数 	○毎年7月末までに施設所在地の県知事を経由して報告	○報告書
4. 廃止の届出に関する事項 ・栄養士法施行令第15条 ・栄養士養成施設指導要領 第13	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止する旨 ・廃止の理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の措置 	○廃止後速やかに施設所在地の県知事を経由して報告	○廃止届出書 ○添付書類(別添参照)

指定申請に必要な書類

(指定申請書の編纂方法)

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 名称、所在地及び指定を受けようとする年度
- 2 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 3 長の氏名及び住所
- 4 修業年限及び教育課程
- 5 教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別
- 6 学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数
- 7 校地及び校舎の配置及び面積
- 8 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 9 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 10 実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地
- 11 設置者の資産状況及び経営の方法
- 12 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類

新たに栄養士養成施設を開設(または変更承認)するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
 - ※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。
 - ※下記添付書類中、財務諸表類等については、直近年度のものを提出すること。

1 添付書類

- ① 設置者の履歴書（法人にあつては定款、寄付行為又は条例）
- ② 長の履歴書
- ③ 教員の履歴書
- ④ 校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図

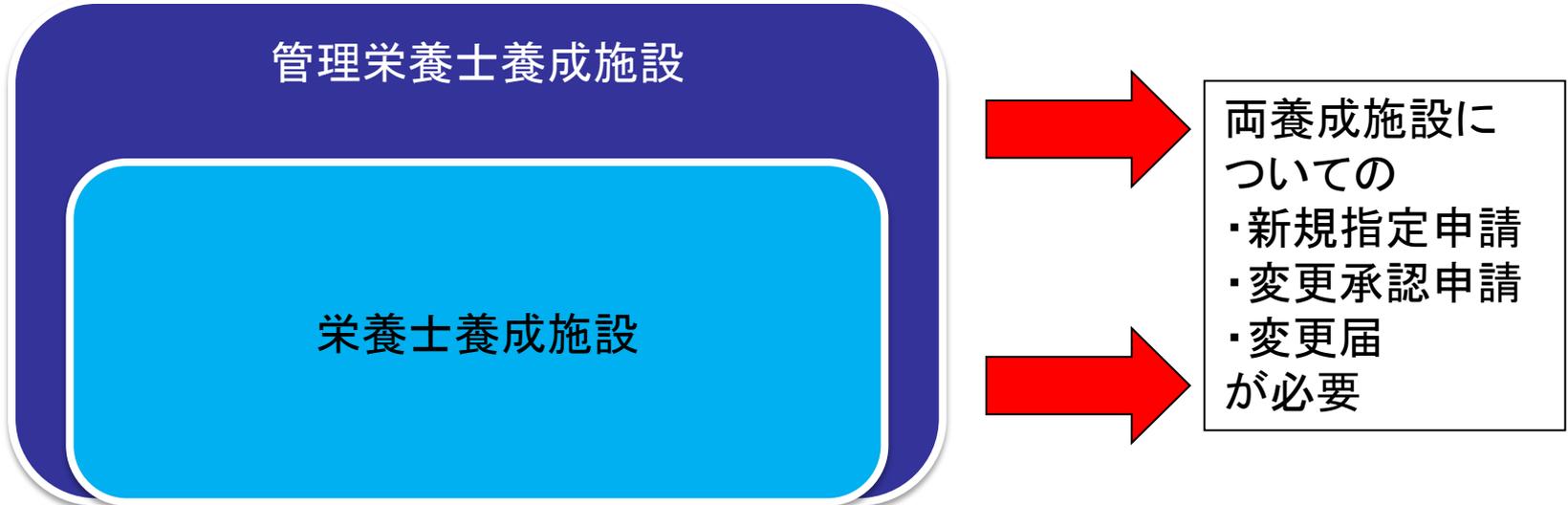
2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 校外実習施設の承諾書

管理栄養士養成施設

管理栄養士養成施設と 栄養士養成施設について

- 管理栄養士養成施設の指定は、栄養士養成施設であることが前提のため、栄養士養成施設についての指定も同時に必要になります。



事務手続のスケジュール

新たに管理栄養士養成施設を開設する場合

○新たに管理栄養士養成施設の指定を受けようとする施設等の設置者（学校法人等）は、

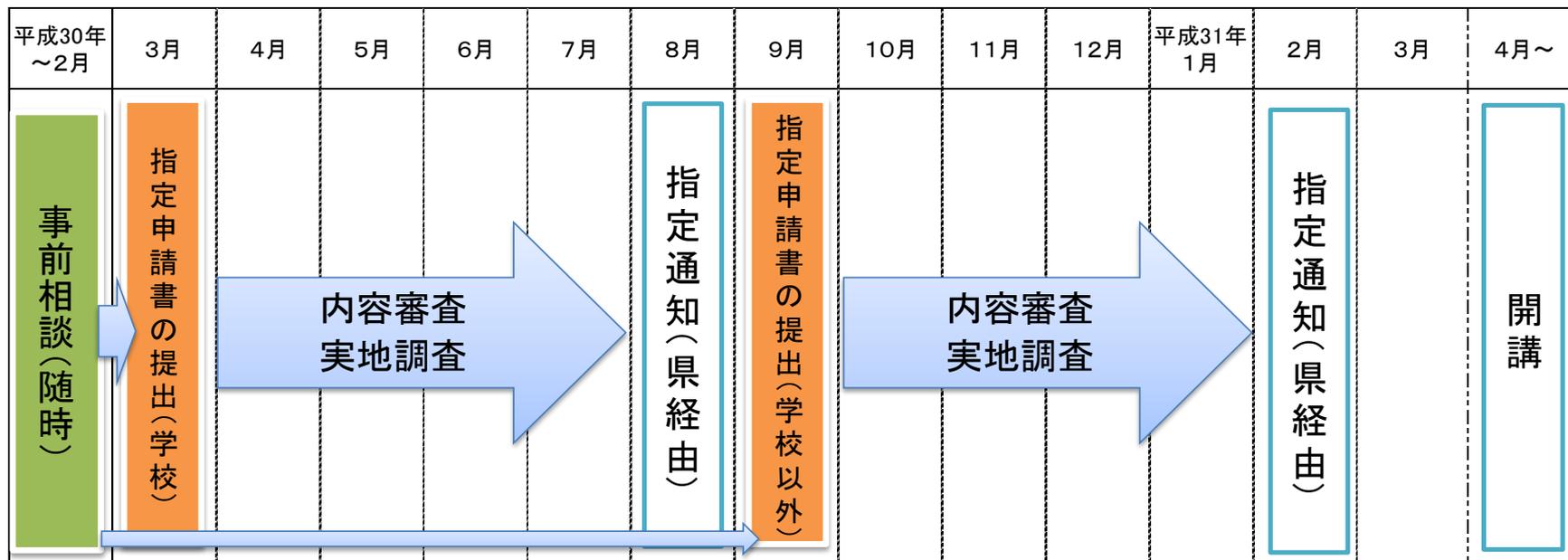
- ・ 構想の段階で関東信越厚生局担当技官との事前相談を行い
- ・ 開講の前々年度の3月31日（学校以外の場合前年度9月30日）までに指定申請書を施設所在地の県知事を通じて東北厚生局長に提出。

○提出部数：2部（正本・副本）

○宛 名：東北厚生局長

※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

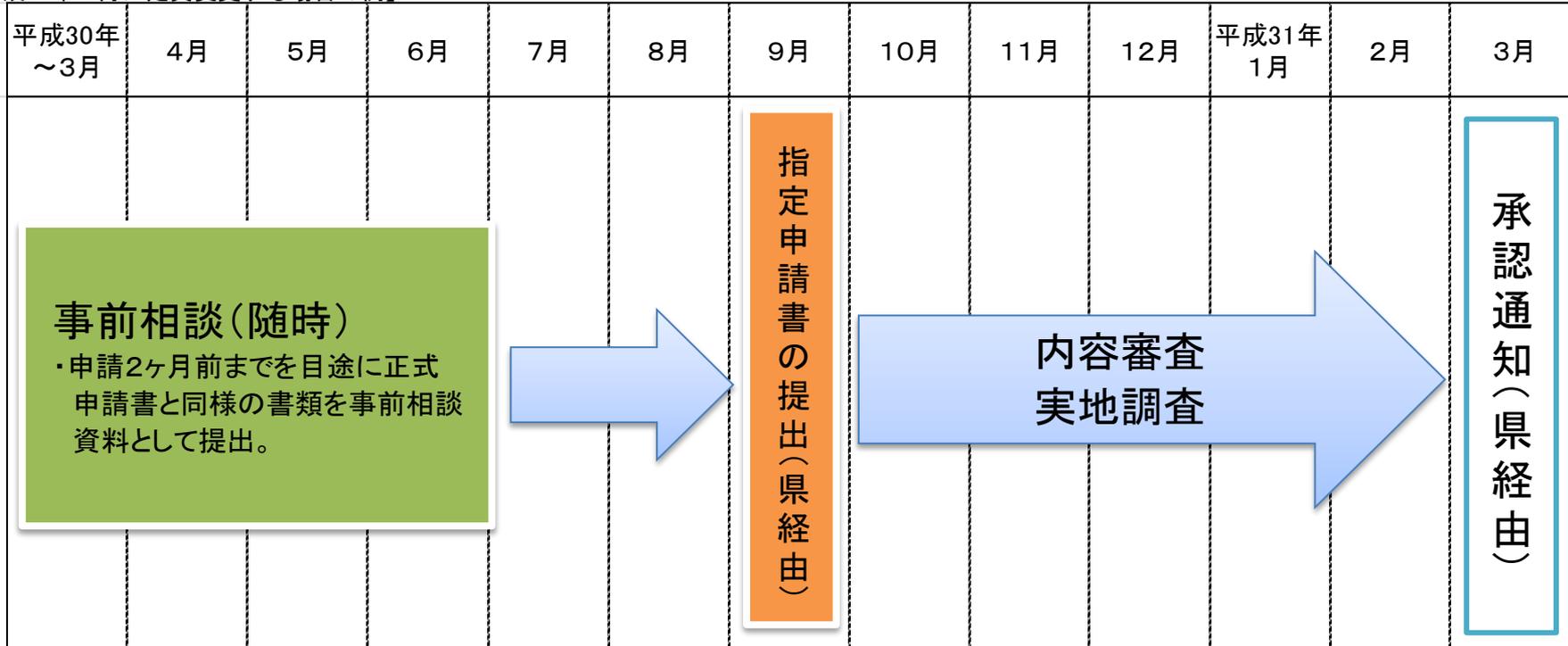
【平成31年4月に開講する場合の例】



管理栄養士養成施設の変更承認（1）

- 管理栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする前年度の9月30日までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①学生若しくは生徒の定員
②修業年限
- 提出部数：2部
- 宛 名：東北厚生局長
- ※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

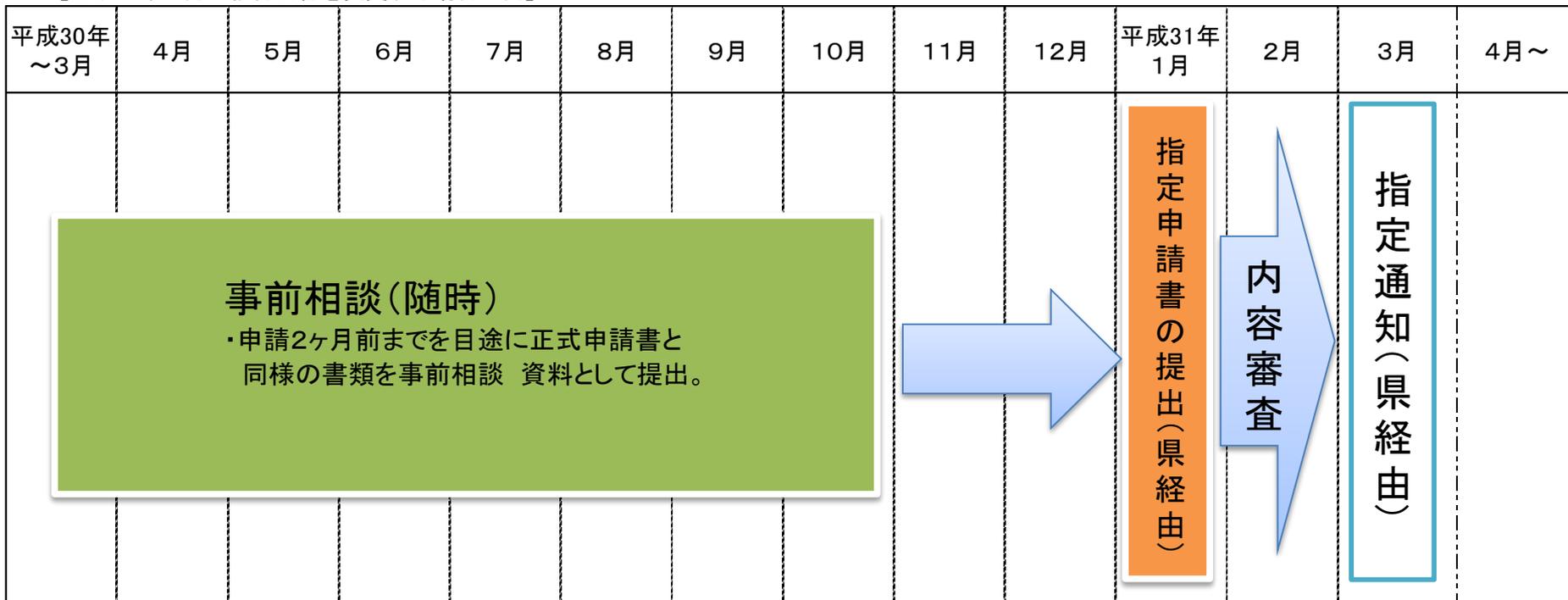
【平成31年4月に定員変更する場合の例】



管理栄養士養成施設の変更承認（２）

- 管理栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする2月前（4月変更の場合1月末）までに**変更申請書**を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
②教育内容ごとの単位数若しくは履修方法
- 提出部数：2部
- 宛 名：東北厚生局長
- ※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

【平成31年4月に教育内容を変更する場合の例】



管理栄養士養成施設の廃止

○管理栄養士養成施設を廃止したとき、設置者（学校法人等）はすみやかに以下の事項を記載した届出書を、施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

- ・ 廃止する旨
- ・ 廃止の理由
- ・ 廃止年月日
- ・ 在学中の学生又は生徒の処置

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

【平成31年3月31日に養成施設を廃止した場合の例】

平成30年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年 1月	2月	3月	4月～	
														廃止届の提出（県経由）

必要な事務手続

変更申請等が必要な事項

事前に承認を要する事項

- ①学生若しくは生徒の定員
- ②修業年限
- ③同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
- ④教育内容ごとの単位数若しくは履修方法

事後に届け出る事項

- ①養成施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③養成施設の廃止届

報告を要する事項

- 前年度卒業者の員数
- 学生又は生徒の現在員数

その他留意事項

- 文部科学省における管理栄養士養成施設担当課は以下のとおり。
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課 03(5253)4111
- 関東信越厚生局担当技官の連絡先は以下のとおり。
〒330-9713
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 048(740)0823
- 変更承認申請の場合、変更内容に瑕疵がないか事前確認するので、申請日の2か月前をめどに書類を準備し、関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課に事前連絡すること。
- 設置者の変更（例：学校法人A→学校法人Bに譲渡）の場合、設置者名変更の届出ではなく旧施設の廃止と新施設の新規指定申請が必要になるため、事前に相談すること。
- 変更承認事項及び変更届出事項に該当しない内容であっても、変更後に基準を満たすか確認したい場合、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に相談して差し支えない。

管理栄養士養成施設における事務手続整理表

項目	申請書の提出時期等	必要書類
1. 変更等の承認を要する事項 (事前承認を要する事項) ・栄養士法施行令 第12条第1項 ・栄養士法施行規則 第12条 ・管理栄養士学校指定規則 第4条	① 修業年限	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	② 学生若しくは生徒の定員	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	③ 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
		○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)

項目	申請書の提出時期等	必要書類
2. 変更の届出を要する事項 (事後の届出を要する事項) ・栄養士法施行令 第14条 ・栄養士法施行規則 第13条 ・管理栄養士学校指定規則 第5条	① 養成施設の名称及び所在地	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出
	② 設置者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出
3. 報告を要する事項 (毎年度報告する事項) ・栄養士法施行令第13条	・前年度卒業者の員数 ・学生又は生徒の現在員数	○毎年7月末までに施設所在地の県知事を経由して報告
4 廃止の届出に関する事項 ・栄養士法施行令第15条	・廃止する旨 ・廃止の理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の措置	○廃止後速やかに施設所在地の県知事を経由して報告
		○報告書
		○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
		○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
		○廃止届出書 ○添付書類(別添参照)

指定申請に必要な書類（学校）

（指定申請書の編纂方法）

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 学校の名称及び所在地
- 2 設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 3 指定を受けようとする年度
- 4 学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数
- 5 修業年限及び教育課程
- 6 教員の氏名、職名、担当する教育内容及び専任又は兼任の別
- 7 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 8 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 9 臨地実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類（学校）

新たに管理栄養士養成施設を開設(または変更承認)するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。

1 添付書類

- ① 寄付行為又は設置に関する条例
- ② 教員の履歴書
- ③ 校舎の配置図及び平面図

2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 臨地実習施設の承諾書

指定申請に必要な書類（学校以外の施設）

（指定申請書の編纂方法）

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 名称及び所在地
- 2 指定を受けようとする年度
- 3 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 4 修業年限及び教育課程
- 5 教員の氏名、職名、担当する教育内容及び専任又は兼任の別
- 6 生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数
- 7 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 8 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 9 実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類（学校以外の施設）

新たに管理栄養士養成施設を開設(または変更承認)するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。

1 添付書類

- ① 設置者の履歴書（法人にあつては、定款、寄付行為又は条例）
- ② 教員の履歴書
- ③ 校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図

2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 臨地実習施設の承諾書

参 考

關係法令等

栄養士養成施設関係

- 栄養士法（昭和22年法第245号）
 - 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）
 - 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）
 - 栄養士養成施設指導要領の実施について（平成13年9月22日健発第936号）
 - 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日十四文科高二七 健発0401009号）
 - 栄養士養成施設指導要領に関する疑義について（平成22年3月31日事務連絡）
- ※なお、上記関係法令等のほか、学校教育法関係法令についても参照してください。（単位の計算方法・備付表簿、その保存期間、自己評価等）

管理栄養士学校関係

- ※栄養士養成施設に係るものの以外
- 管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）
 - 管理栄養士学校指定規則の施行について（昭和42年文大大297・発衛180号）

※なお、上記関係法令等のほか、学校教育法関係法令についても参照してください。（単位の計算方法・備付表簿、その保存期間、自己評価等）

自己評価関係

(学校教育法 (昭和22年法律第26号) (抄))

(学校運営評価)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(学校運営情報提供義務)

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(自己評価・認証評価)

第109条 **大学は**、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の**教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備** (次項において「教育研究等」という。) **の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者 (以下「認証評価機関」という。) による評価 (以下「認証評価」という。) を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準 (前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。) に従つて行うものとする。

(準用規定)

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第133条 第5条、第6条、第9条から第14条まで及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

自己評価関係

(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄))

(学校運営自己評価と結果公表義務)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(保護者等による学校評価)

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価結果報告義務)

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(自己評価の項目・体制)

第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

(準用規定等)

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、**第五十七条から第七十一条まで**（第六十九条を除く。）の規定は、**高等学校に準用**する。

- 2 前項の規定において準用する第五十九条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとしてすることができる。
- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(準用規定)

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び**第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について**、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ**準用**する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「**第百五条**」とあるのは「**第百三十三条第一項**において準用する**第百五条**」と、同条第三項中「**第九十条第一項**の規定により大学」とあるのは「**第百二十五条第三項**に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「**大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準**」とあるのは「**専修学校設置基準**」と、同条第六項中「**第百五条**」とあるのは「**第百三十三条第一項**において準用する**第百五条**」と読み替えるものとする。

栄養士養成施設に関するQ & Aについて

(問) 学生の出席簿について、何年間保管が必要なのか教えてほしい。

(答) 栄養士養成施設指導要領において整備、保存が必要な書類を定めておりますので、記載されている書類については保存をお願いします。

(第15の1)

なお、指導要領上は書類の保存年限について定めはありませんが、学校教育法施行規則では、学校において備えなければならない表簿及び5年又は20年の保存期間を定めているため、該当する書類については、最低でもそれ以上の期間の保存をお願いします。(第28条)

※施行規則上、出席簿は5年間保存が必要です

管理栄養士養成施設に関するQ & Aについて

(問) 管理栄養士養成課程の一部を履修せずに卒業した場合、卒業後に科目等履修生で不足科目を履修すれば、管理栄養士養成施設を卒業したと扱うことはできるか。

(答) 管理栄養士養成課程については、規定単位数を履修しないまま卒業した場合、たとえ卒業後に科目等履修生などで不足単位を補ったとしても、管理栄養士養成施設を卒業したとは認められません。
この場合、管理栄養士国家試験の受験資格を得るには、留年して不足単位を履修後卒業するか、(栄養士免許が取得できている場合)実務経験をつむ必要があります。

提出時の自己点検表

栄養士:指定申請書自己点検表(申請書の記載事項と必要書類)

提出すべき書類	参考	チェック欄
1 新規指定申請書(施行規則第8条第1項)	様式の規定はない。文科省の様式との併用可。「東北厚生局長」宛で提出すること。	
①名称、所在地及び指定を受けようとする年度	学部・学科名まで明記すること。	
②設置者の氏名及び住所	法人の場合は、法人名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所が必要。	
③養成施設長の氏名及び住所	長の住所は、自宅の住所を記入すること。	
④修業年限及び教育課程	教育課程については、カリキュラムや具体的な教育内容を記載する必要があるため、別紙記載として差し支えない。	
⑤教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別	別紙記載として差し支えない。免許書の写し、就任承諾書を添えること。	
⑥学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数	同時に授業を行う学生又は生徒数については、40名を越えないこと。	
⑦校地及び校舎の配置及び面積	校舎の配置については、配置図を添付すること。	
⑧校舎の各室の用途、構造及び面積	各科目で使用する教室名も一覧表にして添付する。	
⑨機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数	施行規則第9条(別表第3)に定められた機械・機具類の他、実際に授業に使用する器具等について記載すること。(別紙としても差し支えない。)	
⑩実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地	校外実習に利用する施設について記載すること。施設が複数に渡る場合は、別紙記載として差し支えない。校外実習施設の承諾書を添えること。	
⑪設置者の資産状況及び経営の方法	法人にあつては、直近の決算書類(貸借対照表、損益計算書等)を添付すること。	
⑫指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算	養成施設としての財政計画と収支予算であること。	
2 定款若しくは寄付行為(設置者が法人の場合)	施行規則第8条第2項で規定されている必要書類。教員の履歴書については、研究歴や教育歴が明確に記されていること。	
長の履歴書		
教員の履歴書		
校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図		
3 学則	申請書の記載事項を確認するための資料。	
シラバス		
その他、諸規程		

栄養士:変更承認申請書自己点検表(承認申請書の記載事項と必要書類)

養成施設名:

提出すべき書類	関連する法令等	備考	
A 学生若しくは生徒の定員の変更について(6ヶ月前までに申請すること。)			
1 変更承認申請書	令第12条第1項	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。 特に、過去3年以内の入学者数の推移等を併記し、定員の変更を行う根拠について、数字上のデータを明確にする必要がある。 使用する専用及び共有の施設を示した平面図 給食実習室(実習食堂を備えるもの)に備えるべき備品の一覧 使用する建物・設備に変更がない旨(定員減・適宜)	チェック欄
①変更の内容	指導要領第10		
②予定年月日	2及び3		
③変更の理由			
④変更前・変更後における定員及び学級数			
⑤変更後の教員の氏名、担当科目及び一週間当たり担当授業時間数並びに専任又は兼任の別			
⑥変更後の建物及び設備の状況			
2 学則(新旧対照表含む)	なし	参考資料として送付するもの。	

提出すべき書類	関連する法令等	備考	
B 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数の変更(2ヶ月前までに申請すること。)			
1 変更承認申請書	令第12条第1項	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。	チェック欄
①変更の内容	指導要領第10 2		
②予定年月日			
③変更の理由			
2 ※⑤教員数の増減により同時に授業を行う人数を変更する場合は、上記Aの⑤に相当する資料 ※施設及び設備の変更により同時に授業を行う人数を変更する場合は、上記Aの⑥に相当する資料	なし	教員や助手の人数を(栄養士法及び文科省の定めた大学設置基準等の範囲内で)減らすために同時に授業を行う学生数を増やす、施設・設備の拡張や縮小により同時に授業を行う学生数を増減させる場合等は、変更後も適切に授業を実施できる旨、変更後の状況を説明する資料が別途必要。	
3 学則(新旧対照表含む)	なし	参考資料として送付を依頼するもの。	

提出すべき書類	関連する法令等	備考	
C 修業年限の変更(6ヶ月前までに申請すること。)			
1 変更承認申請書	令第12条第1項	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。	チェック欄
①変更の内容	指導要領第10 2		
②予定年月日			
③変更の理由			
2 学則(新旧対照表含む)	なし	参考資料として送付を依頼するもの。	

提出すべき書類	関連する法令等	備考	
D 教育内容ごとの単位数及び履修方法(2ヶ月前までに申請すること。)			
1 変更承認申請書	令第12条第1項	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。	チェック欄
①変更の内容	指導要領第10 2		
②予定年月日			
③変更の理由			
2 学則(新旧対照表含む)	なし	参考資料として送付するもの。	
シラバス(変更された教科科目の新旧シラバス)			

※1 その他状況に応じて、理事会の議事録の写しや、詳細な理由書が必要になることがある。

※2 養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請をする。なお、名称変更があったときは、1ヶ月以内にその旨を届け出ること。

栄養士：届出書自己点検表(届出書の記載事項と必要書類)

養成施設名：

提出すべき書類		関連する法令等	備考	
A 養成施設の名称及び所在地の変更について(変更後1ヶ月以内に届出ること。)				
1	変更届出書	令第14条	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。	チェック欄
	①変更の内容	なし		
	②変更年月日			
	③変更の理由			
2	学則	なし	養成施設の名称(学部・学科の名称変更含む)や所在地の変更内容が確認できる資料を添付すること。	
	登記簿謄本の写し			
	校舎が移転した場合は、移転後の施設・設備の状況(平面図、配置図等)			

提出すべき書類		関連する法令等	備考	
B 設置者の氏名及び住所の変更について(変更後1ヶ月以内に届出ること。)				
1	変更届出書	令第14条	様式の規定はないが、変更する理由については合理的かつ明瞭に説明されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。	チェック欄
	①変更の内容	なし		
	②変更年月日			
	③変更の理由			
2	定款もしくは寄付行為	なし	設置者の名称や所在地の変更内容が確認できる資料を添付すること。	
	登記簿謄本の写し			
	理事会の議事録の写し			

提出すべき書類	関連する法令等	備考		
C 廃止の届出について(すみやかに届出ること。)				
1	廃止届出書 ①廃止の理由 ②廃止年月日 ③在学中の学生又は生徒の処置	令第15条 指導要領第13	様式の規定はないが、廃止する理由については合理的かつ明瞭に説明されており、在学がしている場合には、他の養成施設に転入学をさせる旨明記されていること。「東北厚生局長」宛で提出すること。	チェック欄
2	理事会の議事録の写し	なし	廃止する理由や経緯について確認できる資料を添付すること。	

養成施設指導調査結果に基づく
運営上の注意事項について
(生活衛生分野)

平成30年3月

東北厚生局健康福祉部

健康福祉課

養成施設指導調査について

東北厚生局の実施する 養成施設指導調査について

- 年間10施設程度実施予定
- 対象施設：
 - 東北厚生局で所管する以下の養成施設
 - 介護福祉士学校
 - 福祉系高等学校等
 - 栄養士養成施設
 - 管理栄養士養成施設
 - あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設

調査対象の基準

- 原則として、3～4年に1回調査予定
- 選定対象は以下の項目を考慮しつつ、総合的に判断します。
 - 変更承認申請の有無
 - 最後の調査からの経過年数
 - 情報提供
 - 提出物の状況(提出時期・内容)
 - (前回の指導調査の状況)

指導調査の事前準備

- 原則として、（日程調整後）実施1ヶ月程度前に実施通知を発出します。
- 事前提出資料を、実施2週間前を目途に作成し、提出していただきます。（様式は実施通知と併せて送付します）

指導調査当日の日程について

- 書類審査(午前)
- 校舎、設備の確認、講評(午後)

指導調査における 各種指摘事項について

教育内容

- 一部の科目について、実習と定めながら実態は演習形式の授業を実施していた(栄養士)

教員に関する事項①

- 教育内容を担当する専任の助手が2名しか配置されていなかった。(栄養士)
- 出勤簿を確認したところ、押印漏れ、押印誤りが散見された。(栄養士)
- 教員要件の内、担当する教育内容に関する5年間の教育研究歴が不足していた。(栄養士)
- 助手の内2名が教員として授業を実施していた。(栄養士)
- 調査時点において研究業績を有していない教員がいた(栄養士)

教員に関する事項②

- 1教員の1週間の平均授業時間数が18時間を超過していた。(管理栄養士)
- 臨床栄養学分野を担当する教員について、兼任教員のみとなっていた(管理栄養士)
- 一部の教員について、教員要件の根拠となる免許の免許証等を保管していなかった(管理栄養士)
- 新規指定後初年度中に教員が交代していた(管理栄養士)

(確認) 栄養士養成施設の教員要件①

- 担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、卒業後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの
- 若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者
- 又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者

(確認) 栄養士養成施設の教員要件②

- ①「教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者」
 - 「大学等」: 大学院、大学、短期大学を指す
(栄養士養成施設であっても専修学校は不可)
 - 「修めた」: 最低1科目は履修している必要がある

(確認) 栄養士養成施設の教員要件③

②「教育研究に従事した経験を有する者」

- 「教育研究」: 大学、研究所等に5年以上従事し、担当する教育内容に関する教育研究の業績を有する者
- 「業績」: 担当する教育内容に関しての査読付きの学術論文、主要学会での活動等の近年の業績を有すること
- 「主要学会」: 日本学術会議協力学術研究団体がのぞましい。
- 「近年」: 原則5年以内とするが、過去に研究教育歴があれば教員となる事自体は可能

※過去5年査読付の学術論文業績が無い場合、指導対象

(確認) 栄養士養成施設の教員要件④

③「実地指導に従事した経験を有する者」

- 担当する教育内容に関して、5年以上の管理的な立場での実務経験を有する者。
- 「管理的な立場」: 医療機関での栄養管理科(室)長や、行政機関での課(室)長又は補佐級の実務経験をさす。
(「管理栄養士」としての実務経験ではない)
- 管理的な立場での実務経験が無い場合でも、5年以上の実務経験を有し、かつ当該内容に関する近年の業績を有する者も可能。

※実務経験の内容が担当する教育内容を含む必要がある。

※教育研究歴と実地指導歴は通算することが可能。

(確認) 栄養士養成施設の教員要件⑤

④「これと同等以上の能力があると認められる者」

- 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、5年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者
- 大学設置審議会において当該教育内容を担当する教授、准教授、講師若しくは助教として適当と認められた者
- 大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けた後、5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有する者

(確認) 栄養士養成施設の教員要件⑥

⑤「特殊な分野について教育上の能力があると認められる者」

- 個別に判断しますが、最低限の基準として最近の研究業績は不可欠です。

(確認) 栄養士養成施設の助手要件

- 大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者
- 又はこれと同等以上の能力があると認められる者
- 「同等以上の能力」: 大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けた者を含む

※栄養士法上の「助手」は学校教育法上の「助教」とは異なり、「助手」は授業を担当できません。

学生又は生徒に関する事項

- 学生数が定員を超過していた。(栄養士)
- 出席簿の様式が統一されておらず、また内容も日付の誤りなどが散見された。(栄養士)
- 出席簿が保存されていなかった。(栄養士)

授業に関する事項①

- 一部の授業について、15時間1単位の授業としながら、課外として更に15時間以上の授業を実施していた。(栄養士)
- 一部の授業について45時間1単位の授業としながら、課外として更に30時間以上の授業を実施していた(栄養士)
- 履修証明書の様式が一部誤っていた(栄養士)
- 履修証明書の科目名が現状と異なっていた(栄養士)
- 校外実習について、実習受入初年度は実習先に専従の管理栄養士又は栄養士がいるか確認していたが、それ以降は確認していなかった(栄養士)

授業に関する事項②

- 栄養士養成課程の科目が栄養士法施行規則の教育内容に対応したものとして、学則等で示されていなかった(栄養士)
- 一部の科目について、レポートや課題をもって授業を行ったとみなしていた(栄養士)
- 授業時間の管理は行っていたが、授業の進捗状況を管理していなかった(栄養士)
- 実習について、実態の単位時間数が学則を大きく上回っていた(管理栄養士)
- 一部の科目について、他学科と合併授業が実施されていた(管理栄養士)

施設設備に関する事項

- 給食計画及び実務のためのコンピューターについて、給食実習室に専用のを配置せず、教員の個人用端末を持ち込んで代用していた(栄養士)
- 給食経営管理実習室において、汚染区域と非汚染区域の区分が明確にされていなかった(管理栄養士)
- 一部の備品について、使用期限を超過していた(管理栄養士)

内容変更に関する事項

- 変更承認申請を厚生局に行う必要がある事を認識していなかった(栄養士)
- 科目名の変更や一部科目の養成課程からの削除を実施したにもかかわらず、変更承認を申請しなかった(栄養士)

変更の届出に関する事項

- 代表者が交代したにもかかわらず、変更届を提出していなかった(栄養士)(管理栄養士)
- 所在地を移転したにもかかわらず、変更届を提出していなかった(栄養士)

財政に関する事項

- 一部の入試方式について、入学検定料が学則に記載されていなかった。(栄養士)
- 施設設備資金について学則上の額を改定していなかった
(栄養士)

その他の事項

- 文書の保存年限について、学内の規程が学校教育法施行規則で定める保存年限より短く設定されていた(栄養士)
- 文書の保存規程は整備されていたが、職員が保存年限や保存状況を把握しておらず、文書が管理されていなかった(栄養士)
- 担当の事務職員が置かれているものの、変更承認や変更届出の対応ができておらず、申請漏れが発生していた(栄養士)

よろしくお願いいいたします。